

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：令和6年12月13日（令和6年（行情）諮問第1392号）

答申日：令和7年10月24日（令和7年度（行情）答申第481号）

事件名：「預託等取引に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告徴収について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる16文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとしている部分のうち、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月18日付け消取引第486号により消費者庁長官（以下「消費者庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2によると、おおむね別紙3ないし別紙5のとおり（一部を除き原文ママ）である（添付書類は省略する。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明の趣旨

処分庁の原処分は適法かつ妥当であるとの答申を求める。

2 審査請求に至る経緯

- （1）審査請求人は、令和5年4月14日、同日付け行政文書開示請求書により、処分庁に対し、法4条1項の規定に基づき、下記4（1）記載の行政文書に係る開示請求（令和5年4月17日受付第情13号）（以下「本件開示請求」という。）をした。
- （2）処分庁は、令和5年5月9日、本件開示請求について、法9条2項の規定により、不開示決定（以下、第3において「前回処分」という。）をした。

- (3) 審査請求人は、令和5年5月18日、前回処分に係る審査請求をした。
- (4) 審査庁は、同年月日（原文ママ）、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をし、同審査会は、令和6年3月22日、前回処分を取り消すべきであるとの答申をした。
- (5) 審査庁は、令和6年4月22日、前回処分を取り消すとの裁決を行った。
- (6) 処分庁は、当該裁決を受け、令和6年6月18日、本件開示請求について開示決定等を行い、別添開示決定書（同日付け消取引第486号）（略）記載のとおり、原処分を行った。
- (7) 審査請求人は、令和6年9月11日、原処分に係る審査請求をした。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

原処分のうち、不開示部分についての決定を取り消し、全部開示するとの裁決を求めるとの趣旨と解される。

なお、審査請求書1項における「消取引第496号」は、「消取引第486号」の誤記と思料する。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求書には、別紙審査請求書写し（略）のとおり「3 審査請求の趣旨及び理由」が記載されている。

これらの記載を整理すると、別表（略）記載のとおりである。

4 原処分の適法性及び妥当性

(1) 本件対象文書

開示請求書には、「令和3年度以降に、特定法人（本社：特定県特定市）と消費者庁の間でやり取りされた内容（問い合わせ、相談、指摘、勧告、見解の通達など）に関する文書のすべて（面談記録、メモ、電子メール等含む）」の開示を求めるとの記載がある。

処分庁は、別紙1記載の各文書（本件対象文書）を開示し、各文書について、別表（略）「原処分の不開示理由」欄記載のとおり理由により、一部を不開示とした。

(2) 本件対象文書に法5条各号に規定する不開示情報が記録されていること

ア 法5条各号の「おそれ」の判断方法

法5条各号にいう「おそれ」とは、単に行政機関の主観においてそのおそれがあると判断されるだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要というべきであるところ、この「おそれ」があるか否かの判断に当たり、当該文書の個別具体的な記載文

言等が明らかにされなければならないとすることは、結果的に当該行政文書の開示を要求するということに等しく、不開示情報を定めた法の趣旨に反することは明らかである。

したがって、行政文書に記録された情報について、法5条各号にいう「おそれ」があるか否かを判断するに当たっては、当該情報の一般的な性質から、法5条各号にいう「おそれ」があるか否かを客観的に判断することが相当である（東京地裁平成16年12月24日判決（平成15年（行ウ）第597号）、東京地裁平成30年10月25日年判決（平成29年（行ウ）第60号及び同年（行ウ）第93号））。

イ 法5条1号の不開示情報該当性について

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報に該当すると規定している。

本件対象文書中、事業者の担当者の役職、氏名等の個人を特定できる情報（別表番号欄4、10、11、12、14、15、19、21、22、23、27、29、30、31、33、34、36、37、39、40、42、43、46、48、50）が、法5条1号に規定する不開示情報に該当することは、別表の文書1の不開示部分「別紙1及び別紙2の事業者の担当者の連絡先部署名、役職名、氏名及び電話番号」の理由記載欄で処分庁が示した理由のとおりである（原文ママ）。

ウ 法5条2号イの不開示情報該当性について

（ア）趣旨及び判断枠組み

法5条2号は、開示請求の対象となった行政機関の保有する情報が法人等に関する情報である場合、それを公開すると当該法人等に不利益が及ぶ可能性があるところ、行政の説明責任の全うと民主的な行政の推進という法の重要な目的と法人の利益との調整のため、イ及びロの不開示情報の範囲を定め、法人の利益に配慮するものである（高橋滋他編著「条解行政情報関連三法」（以下「条解」という。）292ページ参照）。法人等には様々な種類及び性格のものがあ

いう権利利益等を「害するおそれ」があるか否かは、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関連性を十分考慮して、適切に判断されるべきである（条解294ページ、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（以下「詳解」という。）57ページ）。また、同号ただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである（詳解56ページ）。

そして、法5条2号ただし書に規定する情報は、「それを開示することにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものであっても、それに優越する法益を保護する上で必要と認められる場合に限り、開示に伴う不利益を当該法人等に甘受させた上で、例外的にその開示を認めようとするものである。したがって、例外的な開示が認められるためには、その開示により人の生命、健康等の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合であって、法人等に不利益を強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情があることを要すると解すべきである。」とされている（東京地裁平成19年1月26日判決参照）。

法5条2号ただし書の要件充足性の判断に関して、同号本文とただし書の規定の仕方及び同号の趣旨に照らすと、同号ただし書は、同号本文により原則として不開示とされる情報から除外される情報を例外的に定めた規定であり、開示請求者において、その例外となる法律要件の適用を求めるべき規定であるというべきであり、同号ただし書の該当性については、開示請求者がその主張立証責任を負うものと解すべきである（大阪地裁平成25年4月19日判決参照）。

（イ）検討

法5条2号イに該当するとして処分庁が不開示とした各不開示部分は、別表記載（略）のとおりである。

これらについて以下、それぞれ検討する。

a 事業者（特定法人）の印影について（別表番号欄3、6）

特定法人の印影については、特定法人の印影が公開されているという事実は見当たらず、当該印影は特定法人の非公開の情報

である。

特定法人の非公開の印影を公にすることにより、第三者が当該印影を偽造して悪用するなどにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

- b ①レク概要の件名の一部（別表番号欄7）、②同レク概要の「場所」「先方」欄の一部（別表番号欄9）、③事業者との打合せ概要の「先方」欄の一部（別表番号欄18、26）

これらの情報は、特定法人から業務受託を受けた事業者等の名称や所在地といった、同事業者等を特定できる情報であって、非公開のものである。

これを公にすると、特定法人がどのような者に業務受託をしているかなどの非公開の情報が明らかになり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

（ウ）審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、法5条2号イに該当するとして処分庁が不開示とした別表記載の各不開示部分について、特定法人は破産手続開始決定により事業を行っていないため競争上の地位は存在せず、所有物品の換価が一部残っているだけであり利益も存在しないため失当であると主張している。

当該審査請求人の主張について検討する。

破産法35条は「破産手続開始決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。」と定めている。すなわち、破産手続開始決定を受けると法人は解散するが、解散により直ちに法人格が消滅するのではなく、破産手続が終了するまで法人格は存続し、破産管財人がこれらの管財業務にあたることとなる（同法78条）。また、破産管財人は裁判所の許可を得て破産会社の業務を継続することができる（同法36条）から、破産手続開始決定によりただちに特定法人の正当な利益を害するおそれがないとはいえない。

また、本件における法5条2号イ該当性の判断にいう「事業者」が、審査請求人が想定する破産をした特定事業者以外である場合には、上記審査請求人の指摘が妥当しないことは明らかである。

エ 法5条6号柱書き及びイの不開示情報該当性について

（ア）趣旨及び判断枠組み

法5条6号柱書きは、国の機関等が行う事務または事業は、公共

の利益のために行われ、公にすることによりその適正遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については不開示とする合理的な理由があることから、このような事務または事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

国の機関等の事務または事業は広範かつ多種多様であり、事項的にすべて列挙することは技術的に困難で実益に乏しいことから、同柱書きは「次に掲げるおそれ」として、イないしホを例示したうえで、それ以外について包括的に規定している。

同号イないしホに掲げられているものは、その性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものであり（詳解 77 ページ）、これらのおそれが認められる場合には、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

同号イは、監査、検査、取締り等の事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて一定の決定を伴うような事務に関し、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為や妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽するなどのおそれがあるため、このような情報を不開示としたものである（詳解 79 ページ）。

法 5 条 6 号イに規定された情報については、特定の事案の監査等が終了した後であっても、監査等の方法・重点等が公になることにより、将来、他の調査客体によって監査等を潜脱する行為がなされるおそれがあるような場合には、事務又は事業の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性が認められ、公にすることによる支障が生ずるおそれがあることになる。

（イ）検討

- a 特定法人宛ての消費者庁長官による預託等取引に関する法律（以下「預託法」という。）18 条 1 項の規定に基づく報告徴収に対する報告書についての作成日や提出締切といった各日付、文書番号、具体的な設問及び回答内容（別表番号欄 1、2、5）

特定法人宛ての消費者庁長官による預託等取引に関する法律 18 条 1 項の規定に基づく報告徴収に対する報告書の作成日や、提出締切日が明らかになれば、消費者庁が預託等取引に関する報告徴収を求める期間が明らかになり、事業者が当該期間を把握することにより、調査の潜脱を画策する端緒を与えることとなる。

なお、文書番号は、消費者庁内部で行政文書に付与する番号であり、当該文書が作成された時期を推知されるものであるため、同様にいえる。

また、報告徴収の具体的な設問及び回答については、消費者庁の預託等取引に関する調査の着眼点そのものであり、これを公にすれば、当該調査対象となっている法人等のみならず、預託法等の規制の潜脱を図ろうとするような預託等取引業者等が調査活動への対策を講じる機会を与え、正確な事実の発見を困難ならしめる結果となることは明らかである。

以上のとおり、これらの情報は、法執行における調査事実、収集証拠、法的評価、執行の予定等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりになり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえる。

- b 特定法人による消費者庁取引対策課への預託法に関する具体的な打合せ日時、内容及び提出資料の内容（別表番号欄8、13、16、17、20、24、25、28、32、35、38、41、44、45、47、49）

特定の法人等からの確認の申請（預託法9条等）や業務についての問い合わせ、相談といった処分庁とのやりとりは、特定の法人等の経営判断に基づいて日ごろ任意に非公開で行われているものであり、特定の法人等は、処分庁とのやり取りが公にされないという前提と信頼関係のもと、率直な相談や具体的な問い合わせをしたり、必要に応じて資料を提出したりしているものである。

そのため、当該やり取りに関する情報を明らかにすることは、非公表の特定の法人等の経営戦略や経営方針の一端を明らかにするものであり、これを競合する法人が知るおそれがあるなどの理由により、特定の法人等が相談や問い合わせをちゅうちょしたり、資料の提出を限定的にしたりするおそれがある。

そして、その結果として、特定の法人等から処分庁への事業に関する十分な情報提供や相談がなされないことによって処分庁による助言等が十分になされず、処分庁の預託法の運用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

また、個別の事業者との相談内容や提出資料を公にすることにより、消費者庁の預託等取引に関する着眼点、考え方等を明らかにすることになり、事業者がこれを利用して法の潜脱を画策する端緒を与えることにもなり得る。

したがって、これらの情報が、事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることは明らかである。

(ウ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、法5条6号柱書き及びイに該当するとして処分庁が不開示とした別表記載の各不開示部分について、①法令に基づく報告徴収であることが明らかである。法令に規定されているにもかかわらず、密行性、着眼点、過程、手法等が存在する行為を行っているということは違法行為を行っている疑いがある、②日時には機密情報は存在せず、適時適切に手続を行っているかの証拠であり、開示すべきである、③事業者が行おうとしている事業は預託取引であり、確認申請による認可事業とみなせるものであり、適切な申請を行わずには実施できない事業である。申請に不備がないか、必要な書類が添付されているかについての相談に乗り、不備の是正を求めることは行政機関の務めでありそこに密行性は存在しえない。どのような申請を行えばよいかを例示することは申請者に対する利益であり、それを不開示にする理由は存在しえない、と主張している。これら審査請求人の主張について検討する。

a 主張①について

預託法18条1項は、「内閣総理大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、預託等取引業者等若しくは密接関係者に対し、その預託等取引に関する業務若しくは預託等取引の対象とする物品若しくは特定権利の販売に関する業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命

じ、又はその職員に、当該預託等取引業者等若しくは密接関係者の事業所その他当該預託等取引に関する事業若しくは当該物品若しくは特定権利の販売に関する事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」と規定するところ、「この法律の施行のため必要があると認めるとき」とは、例えば、取引停止命令（預託法19条1項）等の預託法違反に対する措置を行うかどうかを判断するために必要があるときをいうものである。

このような事項が法定されているとしても、具体的な報告徴収において、どのような事項について報告を求めることとしているかが法定されているものではないし、むしろ、そのような具体的な報告徴収内容は、まさに違反に対する措置を行うかどうかを判断するために必要な事項であって、これを公にすれば、当該調査対象となっている法人等のみならず、預託法等の規制の潜脱を図ろうとするような預託等取引業者等が調査活動への対策を講じる機会を与え、正確な事実の発見を困難ならしめる結果となり、処分庁の関係手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められるものであって、審査請求人の主張は失当である。

b 主張②について

審査請求人は、日時には機密情報は存在せず、適時適切に手続を行っているかの証拠であると主張するが、密行性を有する預託等取引の調査について、具体的に、いつ、何を行っているかを明らかにすれば、事業者には法の潜脱を画策する端緒を与えることは前述のとおりであり、主張は失当である。

c 主張③について

審査請求人の、預託取引が確認申請による認可事業とみなせるとの主張は独自のものである。

それを措くとしても、個別の事業者との預託法に関する相談内容や提出資料を公にすることによって、事業者から処分庁への事業に関する十分な情報提供や相談がなされないことによって処分庁による助言等が十分になされず、処分庁の預託法の運用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえること、また、個別の事業者と消費者庁とのやり取りにおいて示された消費者庁の預託法についての着眼点や考え方を公にする

ことにより、事業者がそれを利用して法の潜脱を画策しようとする端緒を与えることは前述のとおりであり、これらを公にすることと、どのように不備のない申請を行えばよいかといった申請を予定する者等への例示とを同列に論じる審査請求人の主張は失当である。

5 結論

よって、原処分は適法かつ妥当であって、本件審査請求には理由がないから、上記1の理由説明の趣旨に記載のとおりの方申を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 令和6年12月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和7年1月17日 | 審議 |
| ④ | 同月27日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年4月1日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑥ | 同年9月19日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち、法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示となった部分の全部並びに同条2号イに該当するとして不開示となった部分の一部（別表番号欄1、2、5、7、8、13、16、17、18、20、24、25、28、32、35、38、41、44、45、47及び49）（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は適法かつ妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえて、本件不開示部分の不開示情報該当性について、検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、①特定事業者（特定法人）宛ての消費者庁長官による預託等取引に

関する法律 18 条 1 項の規定に基づく報告徴収に対する報告書についての作成日や提出締切といった各日付、文書番号、具体的な設問及び回答内容（別表番号欄 1、2 及び 5）、②レク概要の件名の一部（別表番号欄 7）及び特定事業者（特定法人）等との打合せ概要の「先方」欄の一部（別表番号欄 18）、③特定事業者（特定法人）による消費者庁取引対策課への預託法に関する具体的な打合せ日時、内容及び提出資料の内容（別表番号欄 8、13、16、17、20、24、25、28、32、35、38、41、44、45、47 及び 49）であると認められる。

- (2) ①特定事業者（特定法人）宛ての消費者庁長官による預託等取引に関する法律 18 条 1 項の規定に基づく報告徴収に対する報告書についての作成日や提出締切といった各日付及び文書番号について（別表番号欄 1、2 及び 5）

諮問庁は、上記第 3 の 4（2）エ（イ）a において、特定法人宛ての預託法 18 条 1 項の規定に基づく報告徴収に対する報告書の作成日や提出締切日が明らかになれば、消費者庁が預託等取引に関する報告徴収を求める期間が明らかになり、事業者が当該期間を把握することにより、調査の潜脱を画策する端緒を与えることとなり、また、文書番号は、消費者庁内部で行政文書に付与する番号であり、当該文書が作成された時期を推知されるものであるため、同様に調査の潜脱を画策する端緒を与えることとなり得る旨説明するところ、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することができない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 6 号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (3) ①特定事業者（特定法人）宛ての消費者庁長官による預託等取引に関する法律 18 条 1 項の規定に基づく報告徴収に対する報告書についての具体的な設問及び回答内容について（別表番号欄 1、2 及び 5）

諮問庁は、上記第 3 の 4（2）エ（イ）a において、報告徴収の具体的な設問及び回答については、消費者庁の預託等取引に関する調査の着眼点そのものであり、これを公にすれば、当該調査対象となっている法人等のみならず、預託法等の規制の潜脱を図ろうとするような預託等取引業者等が調査活動への対策を講じる機会を与え、正確な事実の発見を困難ならしめる結果となり、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するところ、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することができない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) ②レク概要の件名の一部及び特定事業者（特定法人）等との打合せ概要の「先方」欄の一部について（別表番号欄7及び18）

ア 当審査会事務局職員をして、標記不開示部分のうち、レク概要（文書3）の件名の一部の不開示情報該当性について、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

レク概要（文書3）は、特定法人が、顧問弁護士その他関係者が同席した上で、消費者庁に対して、同社の事業の説明や相談を行った概要であるところ、文書3の不開示部分のうち、件名の不開示部分には、同席した関係者の氏名、肩書等に関する情報が記載されている。

当該不開示部分は、公にしないことを前提として持たれた会合の関係者に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうだけでなく、今後の接触や協力を躊躇させる事態をも招きかねず、預託法の運用等に必要な情報の収集その他行政規制に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 検討

(ア) レク概要（文書3）は、特定法人が、顧問弁護士その他関係者が同席した上で、消費者庁に対して、同社の事業の説明や相談を行った概要であり、公にしないことを前提として持たれた会合である旨の上記アの諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することができない。

そうすると、件名の不開示部分（別表番号欄7）は、公にしないことを前提として持たれた会合の関係者に関する情報であると認められることから、これを公にすると、特定の法人等が相談や問合せをちゅうちょしたり、資料の提出を限定的にしたりするおそれがあり、その結果として、特定の法人等から処分庁への事業に関する十分な情報提供や相談がなされないことによって処分庁による助言等が十分になされず、処分庁の預託法の運用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは、否定することができないから、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 他方、標記不開示部分のうち「先方」欄の一部である顧問弁護士に関する情報が記載されている部分（別表番号欄18）については、本件においては、特定法人の破産管財人のウェブサイトにおいて、

特定法人の破産申立代理人である弁護士の情報（弁護士の所属法律事務所名及び弁護士名）が公表されており、その中に含まれている一部の弁護士と同一の者であると認められる。

そうすると、当該不開示部分を公にしても、本件においては、特定法人等（弁護士の所属法律事務所又は弁護士を含む。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないから、当該不開示部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

- (5) ③特定事業者（特定法人）による消費者庁取引対策課への預託法に関する具体的な打合せ日時、内容及び提出資料の内容について（別表番号欄8、13、16、17、20、24、25、28、32、35、38、41、44、45、47及び49）

諮問庁は、上記第3の4（2）エ（イ）bにおいて、標記不開示部分を公にすると、特定の法人等の非公表の経営戦略や経営方針の一端を明らかにするものであり、これを競合する法人が知るおそれがあるなどの理由により、特定の法人等が相談や問い合わせをちゅうちょしたり、資料の提出を限定的にしたりするおそれがある旨説明するところ、この諮問庁の説明は、否定することができない。

そうすると、当該不開示部分を公にすると、特定の法人等から処分庁への事業に関する十分な情報提供や相談がなされないことによって処分庁による助言等が十分になされず、処分庁の預託法の運用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の4（2）エ（イ）bの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを否定することができない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 1 本件対象文書

文書 1 預託等取引に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について 1

文書 2 預託等取引に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について 2

文書 3 レク概要

文書 4 メールやり取り 1

文書 5 打合せ概要 1

文書 6 架電結果概要

文書 7 メールやり取り 2

文書 8 打合せ概要 2

文書 9 打合せ概要 3

文書 10 メールやり取り 3

文書 11 メールやり取り 4

文書 12 メールやり取り 5

文書 13 メールやり取り 6

文書 14 打合せ概要 4

文書 15 打合せ概要 5

文書 16 打合せ概要 6

別紙 2 開示すべき部分

文書 5 の弁護士の所属法律事務所の名称、肩書及び氏名

別紙 3 審査請求書

一部開示対象 1（別紙 6 の 1 を指す。以下同じ。）の項目 1 および一部開示対象 2（別紙 6 の 2 を指す。以下同じ。）の項目 1 は、「預託等取引に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について」に関する文書であり、法令に基づく報告徴収であることが明らかである。法令に規定されているにもかかわらず、それに対して密行性や着眼点、過程、手法等が存在している行為を行っているということは、違法行為を行っている疑いがある。

行政機関による違法行為を隠蔽しようとしていることに対し、これを公開することは、法 1 条に示される「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」に合致することである。

一部開示対象 3（別紙 6 の 3 を指す。以下同じ。）の項目 1、一部開示対象 5（別紙 6 の 5 を指す。以下同じ。）の項目 2 について、当該事業者は破産開始決定により事業を行っていないため競争上の地位は存在せず、所有物品の換価が一部残っているだけであり利益も存在しないため失当。

一部開示対象 3 の項目 2、一部開示対象 4（別紙 6 の 4 を指す。以下同じ。）の項目 3、一部開示対象 5 の項目 1、一部開示対象 6（別紙 6 の 6 を指す。以下同じ。）の項目 1、一部開示対象 7（別紙 6 の 7 を指す。以下同じ。）の項目 3、一部開示対象 8（別紙 6 の 8 を指す。以下同じ。）の項目 1、一部開示対象 9（別紙 6 の 9 を指す。以下同じ。）の項目 1、一部開示対象 10（別紙 6 の 10 を指す。以下同じ。）の項目 3、一部開示対象 11（別紙 6 の 11 を指す。以下同じ。）の項目 3、一部開示対象 12（別紙 6 の 12 を指す。以下同じ。）の項目 3、一部開示対象 13（別紙 6 の 13 を指す。以下同じ。）の項目 3 および項目 6、一部開示対象 14（別紙 6 の 14 を指す。以下同じ。）の項目 1、一部開示対象 15（別紙 6 の 15 を指す。以下同じ。）の項目 1、一部開示対象 16（別紙 6 の 16 を指す。以下同じ。）の項目 1 について、当該事業者が行おうとしている事業は預託取引である。預託取引は確認申請による認可事業とみなせるものであり、適切な申請を行わずには実施できない事業である。申請に不備が無いか、必要な書類が添付されているかについての相談に乗り、不備の是正を求めることは行政機関の務めでありそこに密行性は存在しえない。どのような申請を行えばよいかを例示することは申請者に対する利益であり、それを不開示にする理由は存在しない。

一部開示対象 1 の項目 1、一部開示対象 2 の項目 1、一部開示対象 3 の項目 2、一部開示対象 4 の項目 6、一部開示対象 5 の項目 1、一部開示対象 6 の項目 1、一部開示対象 7 の項目 3、一部開示対象 8 の項目 1 について、一部開示

対象 9 の項目 1、一部開示対象 1 0 の項目 3、一部開示対象 1 1 の項目 3、一部開示対象 1 2 の項目 3、一部開示対象 1 3 の項目 3 および項目 6、一部開示対象 1 4 の項目 1、一部開示対象 1 5 の項目 1、一部開示対象 1 6 の項目 3、日時には機密情報は存在せず、適時適切に手続きを行っているかの証拠であり、開示すべきである。

別紙4 意見書1

まず、審査請求人が請求していない内容に関しても不開示を不当として審査請求しているように記述されており、処分庁が別の業務の片手間で審査を行っており、真摯に審査を行っていないことが表現されている理由説明書（上記第3を指す。）であり、非常に残念なものである。

1 理由説明書（3頁）、第4-2-（1）（上記第3の4（2）アを指す。）「おそれ」に関して

処分庁が引用している裁判例に書かれている内容から都合のいい部分のみを抜粋しており失当である。

裁判所によると、法5条2号イ所定の「おそれ」があるか否かを判断するにあたっては、当該情報が、どのような法人等に関するどのような種類のものであるかなどといった一般的な性質から、当該法人等の権利利益等を害するおそれがあるか否かを客観的に判断することが相当である。と書かれている。

2 理由説明書（6頁）、第4-2-（3）-ウ（上記第3の4（2）ウ（ウ）を指す。）、処分庁による検討について

会社法471条五によれば、破産手続き開始の決定により株式会社は解散すると定められている。つまり、本件事業者は会社法上では解散した法人であり、解散した法人には権利、競争上の地位その他正当な利益が存在するという処分庁の主張は失当である。破産法35条は清算の目的の範囲内においてのみ存続するとみなすのであり、清算目的以外の権利、競争上の地位その他正当な利益は存在しない。「破産手続き開始決定により直ちに特定法人の正当な利益を害するおそれがないとはいえない」との処分庁の主張であるが、自ら引用している“おそれ”に関し裁判例で言及されている通りの説明がなく失当である。

また、審査請求人が想定する事業者以外の場合に審査請求人の指摘が妥当しないことは明らかであるとの処分庁の主張であるが、開示対象文書の対象会社を特定して開示請求をしており、当該事業者は明らかに破産手続きを開始している（審査請求に至る経緯の4の諮問時にも明らかにしている）ため、無関係の事業者に関する文書を含めているのであれば、それは処分庁自体が片手間で事務処理を行っていることの問題である。本検討内容から審査請求人が不開示不当としたものは、別表番号欄7、18、26にあたると考えられる。件名と先方欄において、どのような当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する“おそれ”があるのか理由説明書でも何も説明されておらず、どのような法人等に関するどのような種類のものであり、当該法人等

の何の権利利益等を害するのか説明できないということは非開示不当である。

3 理由説明書（11頁）、第4-2-（4）-ウ（上記第3の4（2）エ（ウ）を指す。）審査請求人の主張についての検討について

（ウ）主張③について、において審査請求人の、預託取引が確認申請による許可事業とみなせるとの主張は独自のものである、と断言している。2021年3月の閣議決定に際する消費者庁による記者を対象としたレクにおいて、確認申請が届出みたいな内容かという記者の問いに対し“届出は一方的な行為。この確認というのは「ほぼ許可に近い」”と見解を述べている（参考資料1）。よって失当であり、それを基にした後述の主張は意味をなさない。

消費者庁自らメディアに回答している内容に対して、国民に問われた時には白を切るという行政に対する信頼を損なう行為を行うことは看過できない。自己保身のために法を盾に情報を隠蔽しようとしている体質は問題である。

許可事業と認識しているからには、許認可事業として処分しなければならない。審査基準を定めることが行政手続法に規定されており、公にすることも法に定められている。預託法18条に定められている報告徴収や検査は審査基準に適合しているか否かを判断するための書類等であれば、行政手続法に則り審査するための情報であり何を徴収するのかなどを隠蔽すべきではなく、法5条6号イには該当しない。

（イ）主張②について、においていつ何を行っているかを明らかにすれば、事業者が法の潜脱を画策する端緒を与えると主張しているが失当である。いつ何を行ったのかはある過去事例においての事実であるが、今後の同様の調査において全く同一の日時に実施するために不開示であるというのが処分庁の主張と読み取れる。日時ではなく時間間隔のことを指すものと解釈してもそれにより法を潜脱する事業者が出るという主張は飛躍があるとしか考えられない。事業者が主体となる相談であれば、初回相談日、それを受けた次の相談などは事業者が自らに都合の良い時間間隔において処分庁との間で実施するものであり、それにより今後他の事業者が同じ時間間隔で処分庁と相談する必要があるとは理解できない。メールや打ち合わせの日程調整に法令等の規制があるのであれば明らかにすべき。また、報告徴収においても仮に2週間などの期限を設定していたとしても、その期間内に報告すべき内容が預託法に適合する内容になるように事業者が事業の方向性を修正したうえで法に適合する報告を行えるのであれば、法に適合した事業になったことを喜ぶべきである。また、報告徴収の期限に関する法令等の定めがあるのであれば明らかにすべき。

（ア）主張①について、において具体的な報告徴収において、どのような

事項について報告を求めることとしているかが法定されているものではないとの主張をしているが、預託法18条1項に基づく処分を行うための報告徴収でしかなく、ある事業者に対して行った報告徴収を他の事業者に行っても良いし別の報告徴収を行うことを妨げるものではない。また別の預託等取引事業者が本件同様の報告徴収を事前に準備するようになれば処分庁の調査が速やかに進められる以外に何か問題があるのか。預託法違反を行っているにもかかわらず法に適合しているよう報告内容に虚偽記載を行うことは事前に報告徴収内容が判明しているか否かとの因果関係はありえない。秘密裏に報告徴収を行えば真実しか報告されないという処分庁の考えのようであるが、規制の潜脱を図ろうとするような預託法等取引事業者が調査活動にすべて真実を報告するという前提にあるように思われる。そもそも報告徴収する内容は、預託法違反に該当するか否かを問うものであり、預託法に適合するように対策を預託等取引事業者が事前に講じることは望ましいことである。

つまり、処分庁が法5条6号イに該当するとの主張は失当である。

4 国会における預託法に関する議論

第204回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会 第7号 令和3年4月27日において、（消費者庁次長）〇〇政府参考人は次のように述べている。

まず、契約の勧誘等の段階においては、内閣総理大臣は、売買契約に係る物品等の価額、預託等取引契約によって供与される財産上の利益の金額等の事項を審査し、これらが適正であると認めるときでなければ確認をしてはならないこととしております。

次に、契約の締結等の段階においては、内閣総理大臣は、個別の契約の内容が勧誘等の確認を受けた事項に整合しているかなど、消費者利益の保護に欠けるおそれがないかを確認し、これらに問題があれば確認をしてはならないこととしております。

また、それぞれの段階において、内閣総理大臣が確認をしようとするときはあらかじめ消費者委員会の意見を聞くこととし、確認に万全を期すこととしております。

確認における審査・確認内容が明確であるので、本件で報告徴収したものはそのうちのいずれかもしくは全てであると考えられ、法5条6号イに該当するとは認められない。

現在の預託法は法に違反するものに対する規制ではなく、法に適合するものの以外を規制する法律である。処分庁の法解釈が適切であるか衆議院および参議院に問うべきではないか。理由説明書12頁において処分庁は、預託法についての着眼点を公にすることにより、事業者がそれを利用して法の潜脱

を画策しようとする端緒を与える、と主張するが立法趣旨からすると失当である。法の潜脱を行った預託等取引は違法であり、法に定められた確認という名の審査で認められるしか預託等取引は実施できない。法に適合した取引となるよう事業者の相談に乗るのが消費者庁の任務であり、それに必要な事業者が実施すべき報告書類に必要な項目を隠蔽する理由が説明されていない。

預託法 10 条に定められているが、それ以外の報告を求めていたことを隠蔽するために法 5 条 6 号イへの該当を主張しているのではないかと思慮する。

別紙 5 意見書 2

特定法人の破産管財人により、インターネット上（URL（略）参考資料 2 として添付（略））にて破産手続きの現状について公開されている。これによると、事業譲渡に伴う費用清算と動産売買に伴う損害賠償請求の訴訟（裁判所に確認すると令和〇年〇月一審判決）のみが残務と記載されている

審査庁の主張では破産法 35 条を引用し法人の業務を拡大解釈しているが、破産法規定の法人の清算に関する規定は会社法 476 条による清算の目的についての規定を超えると解することは難しく、清算の範囲内の業務しか認められていないと解される。破産管財人もこの範囲内で管財業務を破産法に従い実施するにすぎない。

すなわち、「特定法人の正当な利益を害するおそれ」に関し、特定法人が破産会社〇〇のことであれば、事業計画や営業上の秘密などが公表されたとしても、もはや利益を害する事項は存在せずまた清算の範囲内に限定された業務による利益を害する内容があるとも考えられず、法 5 条 2 号イに該当する事項は存在しない。

別紙6 開示決定通知書（原処分）の別紙（開示文書一覧）の記載内容

1 預託等取引に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告徴収について

1

不開示部分	法5条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目右上の文書番号及び作成日 ・ 1 ページ目本文4～5行目の一部 ・ 3 ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・ 3 ページ目本文3行目から4 ページ目末尾までの全部 ・ 5 ページ目右上の作成日 ・ 5 ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・ 5 ページ目本文3行目以降に記載の報告内容	6号柱書き及びイ	法執行における調査事実、収集証拠、法的評価、執行の予定等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりになり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 5 ページ目「代表者役職及び氏名」欄の右	2号イ (ただし書非該当)	事業者の印影であって、公にすることにより、偽造、偽計その他事業者の正当な利益を害するおそれがある。
・ 5 ページ目「報告書作成者役職及び氏名」欄の右 ・ 5 ページ目「報告書作成者メールアドレス」欄	1号本文 (ただし書非該当)	報告作成者の印影及び連絡先であって、公にすることにより、偽造、偽計その他個人の権利利益を害するおそれがある。

2 預託等取引に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告徴収について
2

不開示部分	法5条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目右上の文書番号及び作成日 ・ 1 ページ目本文4～5行目の一部 ・ 3 ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・ 3 ページ目本文3行目から5ページ目末尾までの全部 ・ 6 ページ目右上の作成日 ・ 6 ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・ 6 ページ目本文3行目以降に記載の報告内容	6号柱書き及びイ	法執行における調査事実、収集証拠、法的評価、執行の予定等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりになり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 6 ページ目「代表者役職及び氏名」欄の右	2号イ (ただし書非該当)	事業者の印影であって、公にすることにより、偽造、偽計その他事業者の正当な利益を害するおそれがある。

3 レク概要

不開示部分	法5条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目の件名の一部	2号イ (ただし書非該当)	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競

		争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄、 「(受領資料)」欄 ・2 ページ目以降の添付資料	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「2. 場所」欄の一部 ・「3. 先方」欄の一部	2 号イ (ただし書非該当)	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

・「4. 当方」欄の後半	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	----------------------	---

4 メールやり取り 1

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部	1 号本文前段 (ただし書非該当)	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目の「宛先」欄、「C c」欄の一部 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「w r o t e」の左部分 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名、連絡先等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「O n」の右部分 ・ 1 ページ目のメール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゆ

		うちよし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
【２～５ページ】 ・メールの宛名の一部 ・メールの署名の一部 ・「F r o m」欄、「C c」欄の一部 ・「w r o t e」の左部分	１号本文前段 (ただし書非該当)	事業者側の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
【２～５ページ】 ・メールの宛名の一部 ・メールの署名の一部 ・「T o」欄、「C c」欄の一部 ・「w r o t e」の左部分	１号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名、連絡先等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
【２～５ページ】	６号柱書き及びイ	事業者からの具体的か

・「S e n t」欄、 「S u b j e c t」欄 ・「O n」の右部分 ・メール本文の一部		つ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	--	---

5 打合せ概要 1

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄の一部、「5. 概要」欄の「先方」欄、「当方」欄 ・2 ページ目の部署名の上の部分	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結

		果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「3. 先方」欄の一部	2号イ (ただし書非該当)	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
・「4. 当方」欄	1号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

6 架電結果概要

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・「1. 日時」欄 ・「4. 概要」欄の「先方」欄、「当方」欄	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「3. 当方」欄	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

7 メールのやり取り 2

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「F r o m」欄 ・ 2 ページ目のメールの署名の一部	1 号本文前段 (ただし書非該当)	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目の「宛先」欄、「C c」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「w r o t e」の左部分 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目の「T o」欄	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「O n」の右部分 ・ 1 ページ目の「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・ 1 ～ 2 ページ目のメール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の

		高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	--	---

8 打合せ概要 2

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄 ・「5. 概要」欄の各ページの「先方」欄、「当方」欄	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、

		正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「３．先方」欄の一部	２号イ (ただし書非該当)	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
・「４．当方」欄	１号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

9 打合せ概要 3

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・「１．日時」欄 ・「４．概要」欄の各ページの「先方」欄、「当方」欄	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必

		要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「３．当方」欄	１号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

１０ メールのやり取り ３

不開示部分	法５条該当号数	不開示理由
・１ページ目のメールの「宛先」欄 ・１ページ目のメールの宛名の一部 ・１ページ目の「From」欄 ・１ページ目のメール	１号本文前段 (ただし書非該当)	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。

本文の一部 ・ 2 ページ目のメールの署名の一部		
・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目の「Cc」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部 ・ 1 ページ目のメールの署名の氏名 ・ 1 ページ目の「To」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名又はメールアドレスであって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「Sent」欄、「Subject」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難に

		するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	--	--

1 1 メールやり取り 4

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「F r o m」欄 ・ 2 ページ目のメールの署名の一部	1 号本文前段 (ただし書非該当)	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目のメールの「宛先」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「w r o t e」の左部分 ・ 1 ページ目のメール本文の一部 ・ 1 ページ目の「T o」欄	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「O	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公

n」の右部分 ・ 1 ページ目の「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部		にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
---	--	---

1 2 メールやり取り 5

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目のメールの「宛先」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「F r o m」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目の「w r o t e」の左部分 ・ 2 ページ目のメール	1 号本文前段 (ただし書非該当)	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。

の署名の氏名、肩書、電話番号、メールアドレス		
・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部 ・ 1 ページ目の「To」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「Sent」欄、「Subject」欄 ・ 1 ページ目の「On」の右部分 ・ 1 ～ 2 ページ目のメール本文の一部 ・ 3 ～ 4 ページ目の添付資料	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそ

		れその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	--	------------------------------

1 3 メールやり取り 6

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・ 1 ページ目の「差出人」欄	1 号本文前段 (ただし書非該当)	事業者の担当者名及びメールアドレスであって、特定の個人を識別することができる情報である。
・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目のメールの「宛先」欄、「Cc」欄の一部 ・ 1 ページ目のメールの宛名	1 号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対

		応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
【２～１３ページ】 ・メールの宛名の一部 ・メールの署名の一部 ・「w r o t e」の左部分 ・「F r o m」欄、「C c」欄の一部	１号本文前段 (ただし書非該当)	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
【２～１３ページ】 ・メールの宛名の一部 ・メールの署名の一部 ・メール本文の一部 ・「w r o t e」の左部分 ・「T o」欄、「C c」欄の一部	１号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名、連絡先等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
【２～１３ページ】 ・「O n」の右部分 ・「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・メール本文の一部	６号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来

		すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	--	--

1 4 打合せ概要 4

不開示部分	法 5 条該当号数	不開示理由
・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄の一部 ・「5. 概要」欄の各ページの議題、「先方」欄、「当方」欄	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今

		後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「４．当方」欄	１号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

１５ 打合せ概要５

不開示部分	法５条該当号数	不開示理由
・「１．日時」欄 ・「５．概要」欄 ・「５．概要」欄の議題、「先方」欄、「当方」欄	６号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情

		報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「4. 当方」欄	1号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

1.6 打合せ概要6

不開示部分	法5条該当号数	不開示理由
・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄の一部 ・「5. 概要」欄の各ページの議題、「先方」欄、「当方」欄	6号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法

		等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
・「４．当方」欄	１号本文前段 (ただし書非該当)	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

別表 本件対象文書の不開示部分及び諮問庁が第3で説明する不開示部分の番号

文書名	番号 (上記 第3の 別表 (略)番 号)	不開示部分	法5条該当 条項	原処分の不開示理 由
文書1 預託等取 引に関する 法律第1 8条第1 項の規定 に基づく 報告徴収 について 1	1及び 2	・1ページ目右上の文書番号及び作成日 ・1ページ目本文4～5行目の一部 ・3ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・3ページ目本文3行目から4ページ目末尾までの全部 ・5ページ目右上の作成日 ・5ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・5ページ目本文3行目以降に記載の報告内容	6号柱書き 及びイ	法執行における調査事実、収集証拠、法的評価、執行の予定等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりになり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	3	・5ページ目	2号イ	事業者の印影であ

		「代表者役職及び氏名」欄の右	(ただし書非該当)	って、公にすることにより、偽造、偽計その他事業者の正当な利益を害するおそれがある。
	4	・ 5 ページ目「報告書作成者役職及び氏名」欄の右 ・ 5 ページ目「報告書作成者メールアドレス」欄	1号本文 (ただし書非該当)	報告作成者の印影及び連絡先であって、公にする偽造、偽計その他個人の権利利益をことにより、害するおそれがある。
文書2 預託等取引に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告徴収について2	5	・ 1 ページ目右上の文書番号及び作成日 ・ 1 ページ目本文4～5行目の一部 ・ 3 ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・ 3 ページ目本文3行目から5ページ目末尾までの全部 ・ 6 ページ目右上の作成日 ・ 6 ページ目本文1行目の作成日及び文書番号 ・ 6 ページ目本文3行目以降に記載の報告内容	6号柱書き及びイ	法執行における調査事実、収集証拠、法的評価、執行の予定等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりになり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれそ

				の他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	6	・ 6 ページ目 「代表者役職及び氏名」欄の右	2 号イ (ただし書非該当)	事業者の印影であって、公にすることにより、偽造、偽計その他事業者の正当な利益を害するおそれがある。
文書 3 レク概要	7	・ 1 ページ目の 件名の一部	2 号イ (ただし書非該当)	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
	8	・ 「1. 日時」欄 ・ 「5. 概要」欄、「(受領資料)」欄 ・ 2 ページ目以降の添付資料	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、

				手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	9	・「2. 場所」欄の一部 ・「3. 先方」欄の一部	2号イ（ただし書非該当）	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
	10	・「4. 当方」欄の後半	1号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

				ある。
文書4 メールやり取り1	1 1	・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目のメール	1 号本文前段（ただし書非該当）	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
	1 2	・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目の「宛先」欄、「Cc」欄の一部 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「wrote」の左部分 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名、連絡先等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	1 3	・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「On」の右部分 ・ 1 ページ目のメール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収

				集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	14	【2～5ページ】 ・メールの宛名の一部 ・メールの署名の一部 ・「From」欄、「Cc」欄の一部 ・「wrote」の左部分	1号本文前段（ただし書非該当）	事業者側の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
	15	【2～5ページ】 ・メールの宛名の一部	1号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名、連絡先等であって、公にすることにより、事件処

		・メールの署名の一部 ・「T o」欄、「C c」欄の一部 ・「w r o t e」の左部分		理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	1 6	【 2 ～ 5 ページ】 ・「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・「O n」の右部分 ・メール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする

				おそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書 5 打 合 せ 概 要 1	1 7	・ 「 1 . 日 時 」 欄 ・ 「 5 . 概 要 」 欄 の 一 部 、 「 5 . 概 要 」 欄 の 「 先 方 」 欄 、 「 当 方 」 欄 ・ 2 ページ目の部署名の上の部分	6 号 柱 書 き 及 び イ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

				それがある。
	1 8	・「3. 先方」欄の一部	2号イ（ただし書非該当）	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
	1 9	・「4. 当方」欄	1号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書6 架電結果 概要	2 0	・「1. 日時」欄 ・「4. 概要」欄の「先方」欄、「当方」欄	6号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行

				の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	2 1	・「3. 当方」欄	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書7 メールやり取り2	2 2	・1 ページ目の「差出人」欄 ・1 ページ目のメールの署名の一部 ・1 ページ目のメールの宛名の	1 号本文前段（ただし書非該当）	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。

		一部 ・ 1 ページ目の「F r o m」欄 ・ 2 ページ目のメールの署名の一部		
	2 3	・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目の「宛 先」欄、「C c」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「w r o t e」の左部分 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目の「T o」欄	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	2 4	・ 1 ページ目の「送 信 日 時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「O n」の右部分 ・ 1 ページ目の「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・ 1 ～ 2 ページ目のメール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すば

				かりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書 8 打 合 せ 概 要 2	2 5	・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄 ・「5. 概要」欄の各ページの「先方」欄、 「当方」欄	6 号 柱 書 き 及 び イ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、

				手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	2 6	・「３．先方」欄の一部	2 号イ（ただし書非該当）	事業者等の業務受託に関する非公開情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
	2 7	・「４．当方」欄	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

				ある。
文書 9 打 合 せ 概 要 3	2 8	・「1. 日時」欄 ・「4. 概要」欄の各ページの「先方」欄、「当方」欄	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	2 9	・「3. 当方」欄	1 号本文前段（ただし	当庁の執行担当者名であって、公に

			書非該当)	することにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不、当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書10 メールやり取り3	30	・1 ページ目のメールの「宛先」欄 ・1 ページ目のメールの宛名の一部 ・1 ページ目の「From」欄 ・1 ページ目のメール本文の一部 ・2 ページ目のメールの署名の一部	1 号本文前段（ただし書非該当）	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
	31	・1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・1 ページ目の「差出人」欄 ・1 ページ目の「Cc」欄 ・1 ページ目のメール本文の一部 ・1 ページ目のメールの署名の氏名	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名又はメールアドレスであって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

		・ 1 ページ目の「T o」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部		
	3 2	・ 1 ページ目の「送 信 日 時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部	6 号 柱 書 き 及 び イ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行

				に支障を及ぼすおそれがある。
文書 1 1 メールやり取り 4	3 3	・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の「F r o m」欄 ・ 2 ページ目のメールの署名の一部	1 号本文前段（ただし書非該当）	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。
	3 4	・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目のメールの「宛先」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目の「w r o t e」の左部分 ・ 1 ページ目のメール本文の一部 ・ 1 ページ目の「T o」欄	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	3 5	・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する

		「O n」の右部分 ・ 1 ページ目の「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部		る情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書 1 2 メールやり取り 5	3 6	・ 1 ページ目のメールの「宛先」欄 ・ 1 ページ目のメールの宛名の一部 ・ 1 ページ目の	1 号本文前段（ただし書非該当）	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる情報である。

		「F r o m」欄 ・ 1 ページ目のメールの署名の一部 ・ 1 ページ目の「w r o t e」の左部分 ・ 2 ページ目のメールの署名の氏名、肩書、電話番号、メールアドレス		
	3 7	・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目の「差出人」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部 ・ 1 ページ目の「T o」欄 ・ 1 ページ目のメール宛名の一部	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	3 8	・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目の「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・ 1 ページ目の「O n」の右部分 ・ 1 ～ 2 ページ	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において

		目のメール本文の一部 ・ 3 ～ 4 ページ目の添付資料		て必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書 13 メールやり取り 6	39	・ 1 ページ目の「差出人」欄	1 号本文前段（ただし書非該当）	事業者の担当者名及びメールアドレスであって、特定の個人を識別することができる情報である。
	40	・ 1 ページ目のヘッダーの印刷者名 ・ 1 ページ目のメールの「宛先」欄、「Cc」欄の一部 ・ 1 ページ目の	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の

		メール宛名		適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	4 1	・ 1 ページ目の「送信日時」欄、「件名」欄 ・ 1 ページ目のメール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

	4 2	【 2 ～ 1 3 ページ】 ・メールの宛名の一部 ・メールの署名の一部 ・「w r o t e」の左部分 ・「F r o m」欄、「C c」欄の一部	1 号本文前段（ただし書非該当）	事業者の担当者名、連絡先等であって、特定の個人を識別することができる惜報である。
	4 3	【 2 ～ 1 3 ページ】 ・メールの宛名の一部 ・メールの署名の一部 ・メール本文の一部 ・「w r o t e」の左部分 ・「F r o m」欄、「C c」欄の一部	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名、連絡先等であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	4 4	【 2 ～ 1 3 ページ】 ・「O n」の右部分 ・「S e n t」欄、「S u b j e c t」欄 ・メール本文の一部	6 号柱書き及びイ	事業者からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収

				集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書 1 4 打 合 せ 概 要 4	4 5	・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄の一部 ・「5. 概要」欄の各ページの議題、「先方」欄、「当方」欄	6 号 柱 書 き 及 び イ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行

				の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	4 6	・「4. 当方」欄	1 号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書 1 5 打 合 せ 概 要 5	4 7	・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄 ・「5. 概要」欄の議題、「先	6 号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることによ

		方」欄、「当方」欄		り、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	48	・「4. 当方」欄	1号本文前段（ただし書非該当）	当庁の執行担当者名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障

				を及ぼすおそれがある。
文書16 打合せ概要6	49	・「1. 日時」欄 ・「5. 概要」欄 ・「5. 概要」欄の各ページの議題、「先方」欄、「当方」欄	6号柱書き及びイ	事業者等からの具体的かつ詳細な相談及び問合せの内容、日時等に関する情報であって、公にすることにより、事業者が当庁に相談や問合せをすることをちゅうちょし、その結果、法執行において必要な情報の収集に支障を来すばかりか、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等を推測する手がかりにもなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	50	・「4. 当方」	1号本文前	当庁の執行担当者

		欄	段（ただし書非該当）	名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	--	---	------------	---